

事務連絡
令和3年2月26日

事務担当者様

公立学校共済組合神奈川支部

傷病手当金試算シートの利用について

現在、傷病手当金の支給開始日については、組合員等からの依頼を受け当支部にて試算し、支給開始日をお伝えしているところですが、令和3年4月からは、当支部ホームページに掲載の「傷病手当金試算シート」を利用し、所属所等にて試算のうえ支給開始日をご確認ください。

●支給開始日

公務によらない病気又は負傷の療養のため、引続き勤務に服することができなくなった日の4日目から傷病手当金を支給します。(給付日額よりも報酬(給料及び諸手当等含む)日額が多い場合、傷病手当金の支給は、報酬日額を下回った(給付日額>報酬日額)日から差額を支給します)

※給付日額と報酬日額の比較については、当支部ホームページ掲載の「傷病手当金試算シート」で算出ください。

●試算に用いる標準報酬月額

支給開始日の属する月以前、直近の継続した12月間の平均の額。(12月に満たない場合、支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の平均と、支給開始日の属する年度の前年度9月30日平均標準報酬月額のどちらか少ない額)

※直近12月間に任意継続期間を含む場合、2つの異なる要因により給付対象となる場合、支給開始日以降に組合員が異動した場合は、神奈川支部までお問合せください。

問合せ先
給付グループ 土門、前村
電話 045-210-8179